

○江別市における死者情報の管理及び提供に関する要綱

令和6年5月21日市長決裁

江別市における死者情報の管理及び提供に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、別に定めがある場合を除き、実施機関が保有する死者情報の取扱いに関し、基本的事項を定めることにより、死者情報の適切な管理及び提供を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）死者情報 死者に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の死者を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する生前の個人識別符号が含まれるもの

（2）実施機関 江別市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第20号）第2条第1項に規定する実施機関をいう。

（3）公文書 法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。

（4）電磁的記録 法第2条第2項第1号に規定する電磁的記録をいう。

（死者情報の管理）

第3条 死者情報の管理に係る措置については、この要綱の規定に基づく情報提供を除き、江別市保有個人情報管理措置要綱（令和5年3月6日市長決裁）の規定を準用する。

（情報提供を求めることができる者）

第4条 次に掲げる者（以下「情報提供対象者」という。）は、死者情報の情報提供の申出をすることができる。

（1）当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが当該死者の死亡時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）、子又は当該死者の血族である父母

（2）当該死者の2親等の血族である者（前号に掲げる者が存在しない場合に限る。）

（3）当該死者の相続人である者（前2号に掲げる者を除く。）

2 未成年者又は成年被後見人である情報提供対象者の法定代理人又は前項に掲げる者の委任による代理人は、当該情報提供対象者に代わって情報提供の申出をすることができる。

（情報提供の手続）

第5条 死者情報の情報提供を申し出る者（以下「申出者」という。）は、情報提供申出書（第1号様式。以下「申出書」という。）を総務部総務課に提出するものとする。

2 申出者は、申出に際し、次に掲げる書類を提示し、又はその写しを提出しなければならない。

（1）本人であることを証明するために必要な書類

（2）死者との関係を確認できる書類

3 前項第1号の書類は、次に掲げる書類とする。

（1）運転免許証

（2）国民年金手帳

（3）個人番号カード

（4）前3号に掲げるもののほか、通常本人以外の者が所持していることがないと市長が認めるもの

4 第2項第2号の書類は、次に掲げる書類とする。

（1）死者の配偶者、子又は当該死者の血族である父母にあつては、自己が配偶者、子又は父母であることを証明する書類

（2）死者の2親等の血族である者にあつては、自己が死者の2親等の血族であつたことを証明する書類

（3）死者の相続人である者にあつては、自己が死者の相続人であることを証明する書類

5 前条第2項の規定により申出を行う場合は、前2項に定める書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

（1）未成年者の法定代理人にあつては、戸籍の全部事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類

（2）成年被後見人に付された後見人にあつては、当該成年後見に関する登記事項証明書その他代理人であることを証明する書類

（3）本人の委任による代理人にあつては、江別市個人情報の保護に関する事務取扱要綱（令和5年8月24日市長決裁）第9条第3項に定める書類

6 市長は、申出書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内（以下「期間内」という。）に、提供の可否等について決定し、申出者に対して死者情報提供取扱通知書（第2号様式）により遅滞なく通知する。ただし、やむを得ない理由により、期間内に決定することができないときは、申出書を受け付けた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、市長は、速やかに延長の理由を申出者に通知するものとする。

7 情報提供は、死者情報提供取扱通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、申出者は、申出の際と同様に、第2項、第3項各号及び第4項各号に掲げるいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

（情報提供の対象とならない情報）

第6条 市長は、申出者及び申出に係る死者を法第78条に規定する開示請求者とみなした場合において、提供の申出があった情報に同条に定める不開示情報に該当する内容が含まれているときは、当該不開示情報に該当する内容については、提供しないものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、提供の申出があった情報を提供することが不適切であると認める相当な理由があるときは、情報提供を行わないことができる。

（情報提供の方法）

第7条 情報提供は、実施機関が保有する公文書の閲覧又は写しの交付（死者情報が電磁的記録に記録されている場合にあっては、当該電磁的記録の当該死者情報に係る部分を用紙に出力したものの閲覧又は交付）とする。ただし、申出の趣旨に照らしほかに適当な方法があると認めるときは、この限りでない。

（費用負担）

第8条 写しの交付、用紙の交付その他費用が発生する方法による情報提供を受けた申出者は、当該費用を負担しなければならない。

2 前項の規定により申出者が負担する費用の額については、江別市個人情報の保護に関する事務取扱要綱別表に定める額と同額とする。

（情報提供に係る事務の執行）

第9条 情報提供に係る申出書の受付その他の事務は、総務部総務課において行う。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

死者情報提供申出書

年 月 日

(宛先) 江別市長

住所

申出者 氏名

電話番号

次のとおり死者情報の提供を申し出ます。なお、当該死者情報の提供を受けたときは、適正に利用することを誓約します。

1 申出に係る情報の対象者 (死者)	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	
2 申出に係る情報の内容		
3 申出の理由		
4 提供の区分(希望する方法を○で囲んでください。)	(1)閲覧 (2)写しの交付 (3)口頭による説明	
5 申出者と死者との関係(該当するものを○で囲み、(4)の場合は()内にその内容を記載してください。)	(1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)その他 ()	
6 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	(1)戸籍謄本 (2)登記事項証明書 (3)その他 ()	
7 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	(1)委任状 (2)その他 ()	
※担当課 処理欄	申出者本人・代理人確認欄	(1)運転免許証 (2)国民年金手帳 (3)個人番号カード (4)その他 ()
	申出資格確認欄	(1)戸籍謄本 (2)その他 ()
※備考		

注1 「申出に係る情報の内容」欄は、提供の申出をしようとする情報が特定できるように具体的に記入してください。

2 申出者は、本人であることを証明する書類(運転免許証、国民年金手帳、個人番号カード等)及び申出者と死者との関係が分かる書類(戸籍謄本等)を提出し、又は提示してください。なお、これらの書類が確認できない場合は情報提供できませんので、ご了承ください。

3 ※印欄は、記入しないでください。

第 号
年 月 日

死者情報提供取扱通知書

様

江別市長

年 月 日付けで受け付けた死者情報の提供申出に対して、次のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

1 提供取扱いの種類	(1)全部提供 (2)一部提供 (3)非提供	
2 提供する情報の内容		
3 提供の日時及び場所	日時	年 月 日 時 分
	場所	
4 申出に係る情報の一部又は全部を提供しない場合の理由及びその範囲		
5 担当部課	部 課 電話番号	
6 備考		

注1 当日は、この通知書と申出者本人であることを証明する書類を持参してください
(代理人が請求する場合には代理人であることを証明する書類)。証明する書類の
確認ができない場合は情報提供できませんので、ご了承ください。

2 上記の日時においでになれない場合は、事前に電話等で担当課までご連絡くださ
い。(全部提供又は一部提供の場合)